



## (事業の目的)

第1条 医療法人清和会が開設する訪問看護ステーション花水木(以下「ステーション」という。)が行う介護保険法、健康保健法に規定される指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めるものとする。この事業は、ステーションの看護師その他の従事者(以下「看護師等」という。)が、介護保険法における要介護状態又は要支援状態にある者又は疾病、負傷等により、居宅において継続して療養を受ける状態にある者であって、かかりつけの医師(以下「主治医」という。)が、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者等(以下「利用者」という。)に対し、適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

## (事業の運営方針)

第2条 事業にあたる看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図ると共に、生活の質の向上を重視した在宅療養生活が継続できるように適切に事業の提供をおこなう。事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対し事業の提供方法等について、理解しやすいように説明を行い、書面により同意の確認を行う。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業者の名称等)

第3条 事業を行う事務所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 訪問看護ステーション花水木
2. 所在地 福岡県柳川市下宮永町 523 番地 1

## (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 看護師 1 名  
管理者は、ステーションの従業員の管理及び指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申し込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
2. 看護師等・看護師、准看護師＝常勤換算 3 名以上  
看護師は訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書並びに訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書を作成し、利用者又はその家族に説明する。  
看護師は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たる。
3. その他職員 必要に応じて事務職員を配置する。  
ステーションの運営に必要な事務を担当する。

## (営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日  
月曜日から土曜日までとする。  
ただし、12月31日から1月3日までと8月14日から8月15日までを除く。
2. 営業時間  
午前8時30分から午後5時30分までとする。
3. 連絡体制  
営業時間内の事務所不在時は、交代で携帯電話を持ち対応する。看護師が電話対応困難な場合は、事務職員が対応する。その場合は下記の体制を整備し、利用者又はそのご家族へ説明、同意を得る。
  - ①利用者又はそのご家族等からの電話等による連絡及び相談に対応する際のマニュアルを整備する。
  - ②管理者は従業員の勤務体制及び勤務状況を明らかにする。
  - ③事務職員が、電話等により連絡及び相談を受けた際は看護師へ報告すること。報告を受けた看護師は、当該報告内容等を訪問看護記録用紙に記録すること。
  - ④営業時間外は、留守番電話となるため、営業日の始業時に内容を確認し、対応する。

(指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容)

第6条 ステーションが行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

1. 病状・障害・全身状態の観察
2. 清拭・洗髪等による清潔の保持
3. 療養上の世話
4. 褥瘡の予防指導・処置
5. リハビリテーション
6. ターミナルケア
7. 認知症ケア
8. 利用者や家族に対する療養生活や看護方法の指導
9. 酸素療法・経管栄養・カテーテル等の管理
10. その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 指定訪問看護を提供した場合の額及び徴収方法は、次のとおりとする。

1. 介護保険法における要介護者等に指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準(介護報酬告示)によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護負担割合証に記載された負担割合証を乗じた額とする。

また、次条の通常の事業実施区域を超えて事業を行う場合は、それに要した交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- |                               |           |
|-------------------------------|-----------|
| ① 実施地域を越えた地点から片道 5km未満        | 110 円(税込) |
| ② 実施地域を越えた地点から片道 5km以上 10km未満 | 275 円(税込) |
| ③ 実施地域を越えた地点から片道 10km以上       | 550 円(税込) |

2. 健康保健法による訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準(訪問看護療養費)によるものとし、基本利用料及びその他の利用料とする。

訪問看護療養費	1～3 割
交通費 (自動車使用時)次上の通常の事業実施区域内	

5km未満	110 円(税込)
5km 以上 10km未満	275 円( 〃 )
区域外若しくは 10km 以上	550 円( 〃 )

3.その他の利用料

- |                          |        |               |
|--------------------------|--------|---------------|
| ① 規程時間を超える訪問看護・介護予防訪問看護料 | 30 分毎に | 1, 100 円(税込)  |
| ② 業務時間外の訪問看護・介護予防訪問看護料   | 30 分毎に | 1, 100 円( 〃 ) |
| ③ 営業日以外の訪問看護・介護予防訪問看護料   | 30 分毎に | 1, 100 円( 〃 ) |
| ④ 日常生活上必要な物品は実費負担とする。    |        |               |

ただし、②、③に関して、あらかじめ計画された指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の場合は第7条1又は2に準ずる。

4. 費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明を行った上で、支払いに同意する趣旨の文書に署名を受けることとする。また、支払いに対し、明細を記載した領収書の発行を行うこととする。

5. 利用料金については、別紙利用料金表を掲示することとする。

(通常の事業の実施区域)

第8条 通常の事業の実施区域は、柳川市、みやま市(瀬高町/高田町)、大川市の区域とする。

(緊急時における対応方法)

- 第9条 1.看護師等は、訪問看護及び介護予防訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2.看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。
- 3.報告を受けた管理者は、職員と連携し、主治医への連絡が困難な場合等状況に応じて、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じるとともに、関係機関等に報告をしなければならない。

(事故発生時の対応方法)

- 第10条 1.ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、そのご家族、利用者に係る居宅介護支援事業者又は介護予防居宅支援事業者及び市町村に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2.看護師等は事故の状況及び事故に対する処置状況を記録する。
- 3.ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

- 第11条 1.ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
- ①虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話措置などを活用して行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - ②虐待防止のための指針の整備
  - ③従業員に対して虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - ④前に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2.ステーションは、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(身体拘束の禁止)

- 第12条 1.利用者又は利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。
- 2.身体的拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(業務継続計画の策定)

- 第13条 1.ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な処置を講じる。
- 2.ステーションは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。
- 3.ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第14条 1.ステーションは、すべての従業者に対して、健康診断等を定期的に行い健康状態の管理及び清潔の保持を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生管理に努めるものとする。
- 2.ステーションは、ステーション内において感染症が発生し、又は蔓延しないように、以下の措置を講じる。
- ①ステーションにおける感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会をおおむね半年に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - ②ステーションにおける感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
  - ③ステーションにおいて、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に行う。

(ハラスメント対策)

第 15 条 ステーションは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(苦情対応)

第 16 条 ステーションは、サービスに関する利用者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。

(その他運営についての留意事項)

- 第 17 条 1. ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
- 1 採用時研修 採用後 1 カ月以内
  - 2 継続研修 年 1～2 回
2. 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
4. ステーションは、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関する記録を整備し、そのサービスの提供にかかる保険給付支払いの日から最低 5 年は保存する。
5. この規程に定める事項のほか、関係各法令の規定を順守することとする。また、運営に関する重要事項は医療法人とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附則 この規定は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附則 この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規定は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

附則 この規定は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

附則 この規定は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。